

特定建設作業のしおり

府中町において、騒音規制法・振動規制法に規定された特定建設作業を伴う建設工事等を行う場合、工事開始日の7日前までに府中町へ「特定建設作業実施届出書」を提出する必要があります。

(作業が、その作業を開始した日のうちに終了する場合は、届出は不要。)

未届で作業を行ったり、虚偽の届出を行った場合、罰則が適用されます。
また、届け出た者は、特定建設作業の規制基準を遵守する義務があります。

■ 特定建設作業

建設工事の作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、騒音規制法及び振動規制法において政令で定めるもの。

■ 騒音指定地域・振動指定地域

騒音規制法・振動規制法に基づき、特定建設作業の届出が必要な地域。
府中町は、全域が騒音指定地域・振動指定地域に指定されています。

● 届出義務者 建設工事の元請業者（法人の場合、その代表者）

● 届出期限 工事開始日の7日前までに

※「7日前までに」とは、工事開始日と届出日との間に「中7日あける」ことを意味します。

特定建設作業の工事開始日が4月9日なら、届出日（届出提出期限）は、工事開始日との間に「4月2日から4月8日までの7日間」をはさんだ4月1日となります。

（工事開始日の前日を第1日目としてさかのぼり8日目に相当する日が届出提出期限。）

ただし、提出期限最終日が土・日曜日、祝祭日、年末年始の12月29日～翌年1月3日と重なるときは、その前日（の直近の平日）が届出提出期限となります。

● 届出書類 特定建設作業の種類ごとに、各正副2部ずつ提出してください。

(1) 特定建設作業実施届出書

(2) 工事工程表（特定建設作業の工程を示したもの）（任意様式）

(3) 付近見取り図（任意様式）

(4) 使用する機器のカタログ等の写し（特定建設作業に用いる機器のメーカー、型番、仕様、出力等がわかるもの）

● 届出書の提出、記載上の注意事項

・ 特定建設作業を騒音と振動の両方行う場合、または同一の作業が騒音と振動の両方に該当する場合は、騒音・振動の両方の届出が必要です。

・ 府中町の届出様式は、騒音・振動のどちらでも届出できます。ホームページ下のダウンロードの届出書を提出してください。

・ 特定建設作業の種類が複数の場合は、該当する作業全てを記載してください。

・ 作業期間は、余裕をもって定めてください。届出書の作業期間内に作業が終了しない場合は、改めて作業7日前までに届出書の提出が必要です。

● 届出先・お問い合わせ

府中町 町民生活部 環境課 環境衛生係（役場1階・⑫番窓口）

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 TEL082-286-3242

●特定建設作業の規制基準

	規制基準値 (作業場所の敷地境界 における大きさ)	作業時間 (注1)	1日の作業時間長 (注2)	作業期間	作業日
騒音規制法 振動規制法 に定める 特定建設作業	騒音 85デシベル	午後7時から 翌日午前7時まで 行われないこと	10時間を 超えないこと	連続して6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日に行われない こと
	振動 75デシベル				
適用除外		①②③④	①②	①②	①②③④⑤

(注1)(注2)工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から80mを超えるところでは、次のとおり。

- ◆作業時間：午後10時から翌日午前6時まで行われないこと
- ◆1日の作業時間長：14時間を超えないこと

※適用除外：上記の規制基準は、次の①～⑤に該当する場合、適用されない。

- ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
- ④道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合



●改善勧告・改善命令

特定建設作業による騒音または振動が特定建設作業の規制基準に適合せず、かつ、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、府中町から、騒音または振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告・改善命令をなす場合があります。改善命令に従わない場合、罰則が適用されます。

建設工事を行われる方へのお願い

特定建設作業による騒音・振動はレベルが高く、周辺への影響が大きいため、対応を怠るとトラブルに発展する場合があります。施工業者及び工事発注者の方は、次の点に十分配慮して工事を行ってくださいようお願いします。

- ・工事実施前に、現場周辺の住民の方へ、工事の概要、騒音・振動の防止対策等の説明を行ってください。
- ・工事の実施にあたっては、工事現場周辺の状況を考慮し、適切な工法、機械を選定してください。極力、低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械を使用してください。
- ・騒音・振動が発生する機械の使用は、使用時間を考慮してください（早朝・夕方は避ける）。
- ・工事現場周辺の状況により、防音パネル、防音シート等の防音措置をしてください。
- ・現場責任者は、苦情が発生した場合は、速やかに誠意を持って対処してください。

●特定建設作業の種類

騒音規制法

種類	概要
1 くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機を使用する作業	※もんけん、圧入式くい打くい抜機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。
5 コンクリートプラント 又は アスファルトプラントを設けて 行う作業	混練機の混練容量(混練重量)が、コンクリートプラントは0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6 バックホウを使用する作業	80kW以上のものに限る。
7 トラクターショベルを 使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	40kW以上のものに限る。

※もんけんは、人力によるものに限る。

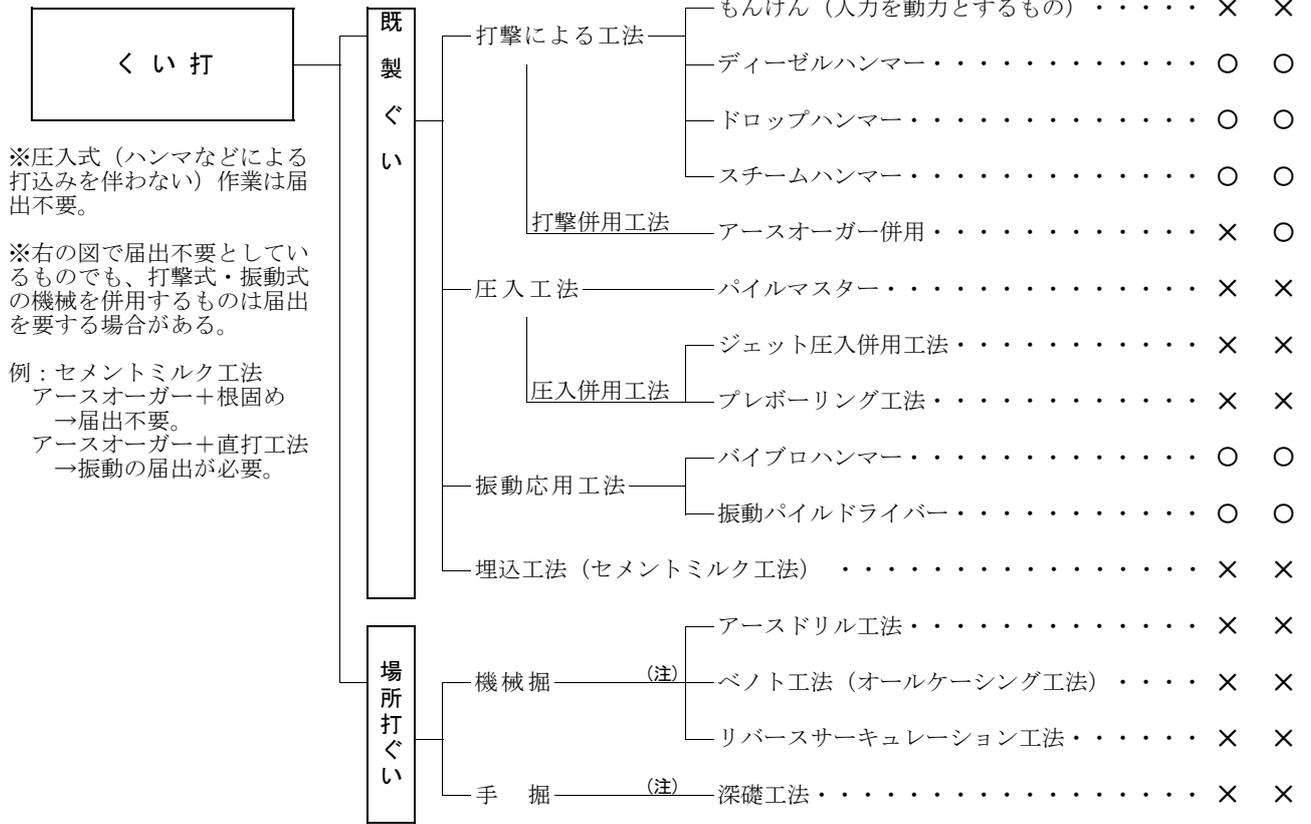
振動規制法

種類	概要
1 くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機を使用する作業	※もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機作業を除く。
2 鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業	1～3トンの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業
3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 ブレーカー(手持式のもの除く) を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※もんけんは、人力によるものに限る。

例：くい打の場合

(○：届出必要 ×：届出不要) 騒音 振動



(注) 杭頭部や深礎底部のはつり作業は届出が必要。

※油圧ブレーカーを重機の先端に取り付けて使用する場合、騒音・振動の両方の届出が必要。

【記入例】

特定建設作業実施届出書

※届出日
特定建設作業開始日から、**中7日以上前**（実質8日以上前）までに届出。

※届出者は元請業者（法人の場合、その代表者）

令和 ● 年 ● 月 ● 日

府 中 町 長

※特定建設作業の実施の期間
自： 特定建設作業を実施する期間の最初の日
至： 特定建設作業を実施する期間の最後の日
日間： 特定建設作業を実施する期間のうち、
特定建設作業を実施する日の延べ日数。
日曜日・祝祭日は、特定建設作業は禁止。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
届出者 広島県広島市南区●●1-1
●●建設株式会社 代表取締役 ●●●●
電話番号 000-111-2222

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項（第2項）
振動規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	●●解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階建て			
特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2 振動規制法施行令別表第2 に規定する機械の名称、形式及び仕様	油圧ブレーカー HAF2024			
特定建設作業の場所	安芸郡府中町大通三丁目5-1			
特定建設作業の実施の期間	自 R7年 10月 1日 至 R7年 10月 15日			5日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9時	至 17時	平日	6時間
騒音 振動 の防止の方法	防音シートを設置			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号 012-345-6789 広島県広島市中区▲▲3-3 ▲▲株式会社 代表取締役 ▲▲▲▲			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号 123-456-7890 広島県広島市南区▼▼2-2 ▼▼建設株式会社 ▼▼▼▼			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号 234-567-8901 広島県安芸郡海田町■●4-4 株式会社■●建設 代表者 ■●■●			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号 345-678-9012 広島県安芸郡海田町◆◆5-5 ◆◆◆◆			
※ 受 理 年 月 日	※騒音（振動）の防止の方法 例：防音パネルを設置			
※ 審 査 結 果	低騒音型（低振動型）機械を使用 連続作業の禁止 不要な空ふかしの禁止 事前に近隣説明を行う 工程表を掲示する			

備考1 不要の文字は、消すこと。

- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2
振動規制法施行令別表第2 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2
振動規制法施行令別表第2 に掲げる作業の種類を記載すること。
- 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。